

## 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学附属図書館規則

### (目的)

第1条 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）は、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学に所蔵する情報資源の管理と運用をつかさどる。

### (組織)

第2条 附属図書館は、図書館と次の施設からなる。

- ① 東海えほんの森
- ② 大セミナー室
- ③ 中小セミナー室
- ④ 学習室Ⅰ、Ⅱ及び情報学習室
- ⑤ 図書館大ホール
- ⑥ ラーニングcommons

2 ラーニングcommonsは専用の部屋の他に、図書館大ホール及び各学習室、大セミナー室、中小セミナー室、閲覧室などでもって構成され、総体的にその機能を発揮する。

### (委員会)

第3条 附属図書館の運営に関する重要事項を審議するために、図書館運営委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (図書寄託)

第4条 附属図書館に図書寄託を受けることがある。

2 図書寄託については、別にこれを定める。

### (雑則)

第5条 附属図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則(1)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附則(2)

1 東海女子短期大学規則（昭和43年10月1日施行）は、廃止する。

#### 附則(3)

1 平成13年4月1日一部改正

附 則 (4)

- 1 平成 20 年 4 月 1 日一部改正

附 則 (5)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東海学院大学附属図書館規程（平成 19 年 4 月 1 日から施行）、東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館資料収集に関する内規（平成 21 年 4 月 1 日から施行）、東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館寄贈資料に関する内規（平成 21 年 4 月 1 日から施行）及び東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館資料廃棄に関する内規（平成 21 年 4 月 1 日から施行）は、廃止する。

附 則 (6)

- 1 平成 28 年 11 月 9 日一部改正